

# 改善方策の検討を求める書式等

(第3回地方における規制改革タスクフォース ヒアリング対象)

## 厚生労働省社会・援護局

生活保護の決定・実施に係る照会文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 内閣府子ども・子育て本部

認可保育所の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書・・・ 3

改善方策の検討を求める書式等②

所 管 府 省	厚生労働省	社会・援護局保護課
書式等の名称	生活保護の決定・実施に係る照会文書	
手続の根拠規定	生活保護法第29条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>生命保険会社は、各地方公共団体の福祉事務所から、生活保護申請者等に係る資産調査等の目的で、契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）について膨大な量の照会を受けている。</p> <p>本照会は紙媒体でやり取りを行っているため、受け取った照会文書についてシステム上で機械的に処理することは出来ず、照会文書の目視確認および手入力によって契約の名寄せ等の事務処理を行っている。</p> <p>名寄せ処理を行う場合には、照会文書から、調査対象者の氏名・性別・生年月日・住所等を目視で拾い出したうえで、データを手入力する必要があるが、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大なる非効率が生じている。</p> <p>2015年4月より、厚生労働省にて様式の統一を図っていただいているものの、実態として統一様式への移行が進んでいない状況（2017年11月時点で1割程度）であり、改めて各福祉事務所への周知・徹底をお願いしたい。</p> <p>【手続の年間件数】弊社の場合、2016年度実績は296,663件</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業14）</p>		
改善方策の検討結果		
〔改善方策の内容〕		
自治体の生活保護担当部局の担当者に対して3月の全国会議で、統一様式の使用の周知徹底を図りたい。		
〔当該改善方策の実施時期〕		
時期については、例年、3月初旬頃に全国会議を開催しているため、3月頃の当該会議で使用の呼びかけを行うほか、適切な機会を捉えて自治体に対し引き続き使用の呼びかけをしていく。		
〔当該改善方策とする理由〕		
既に様式の統一化は行っており、周知・徹底が要望事項のため、周知・徹底を行うもの。		
地方六団体からの意見		
統一様式の使用により手続きの迅速化が図られるのであれば歓迎すべきことと考える。ただし、現在国が示している統一様式については調査日の記載ができないため、その使用を進めた場合、自治体及び企業双方の事務が煩雑となる恐れがある。国において実態を把握し、統一様式の再検討を行った上で、その使用を自治体に求めるべきである。		

また、既存システムの改修が必要となることが想定されるため、国の責任において財源措置を行うべきである。

(参考)

「㊸生活保護の決定・実施に係る照会文書」に係る意見の説明

生活保護の決定については、自治体は申請から14日以内、調査に日時を要する場合でも30日以内に受給の可否を決定・回答する必要があるため、様式の統一が資料の早期入手につながるものならば、自治体にとっても歓迎すべきことと考える。ただし、以下の点の検討が必要である。

平成27年2月13日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知により示された統一様式については、自治体が指定できる調査日の項目がなく、同日付けで同課保護係長名で発出された事務連絡により、「調査時点については、生命保険会社からの回答において調査日が明確にされる。指定した時点における契約内容等が必要な場合には、課長通知2の(1)のイのとおり再照会を行うこと。」とされており、自治体側(福祉事務所)は、最初の照会において調査日を指定することができない。

保護申請時点において生命保険に加入していても、その後直ちに解約された場合、生命保険会社の調査日の設定によっては正確な加入状況を把握することができず、保護の適正実施に支障が生じかねない。最初の照会をした後に、改めて調査時点を指定して再照会を行うことは、福祉事務所及び生命保険会社双方の事務の繁雑を招くものである。このため、統一様式を使用していない自治体もあると承知している。

したがって、検討結果(案)のように統一様式の使用を自治体に徹底する前に、まずは厚生労働省において実態を把握し、上記事務連絡及び統一様式を再検討すべきである。

また、照会文書の様式については、多くの自治体ではベンダーが提供する電算システムによって作成しているが、統一様式を用いようとする場合と既存システムの改修が必要となる場合が想定される。そのため、国の責任において、システム改修に係る財源措置を行うべきである。

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	内閣府	子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
書式等の名称	認可保育所の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書	
手続の根拠規定	子ども・子育て支援法附則第6条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>保育関係の補助金申請等において、申請内容にほぼ違いはないのに、都道府県・市区町村ごとにフォームが相違しており、事務的に個々に確認しながら対応するのは大変であり、本業である保育業務にも支障が生ずるし残業対応になる。</p> <p>例えば、全国一律公定価格（給付費）請求に係る特定加算部分にあたる「主任保育士専任加算」の申請については、国が上記手続きに関連して下記の条件を設定しています。</p> <p>-----</p> <p>「主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設」</p> <p>-----</p> <p>国が上記のように設定したものを各地方自治体で解釈し、添付エクセルの表のように多岐にわたる様式で事業者に要請します。ワードであったりエクセルであったり、月1回の提出であったり、年1回の提出であったりまちまちになっています。</p> <p>申請件数としては、保育所ごとなので事業者が有する施設数に年間提出回数に連動し、数十、数百になる場合もあります。</p> <p>もともと保育事業の現場は事務がたくさんある中で、様式が違うため、記入に非常に時間がかかり、時間外労働も発生しております。</p> <p>また、内容が専門的になってしまうので引継ぎ等も大変であり、人繰りも的確にしにくい。</p> <p>また、そもそも保育所設営充実の動きも阻害しかねない。</p> <p>国が統一的なフォームを示す等煩雑さを軽減する工夫が必要不可欠。</p> <p>なお、この点につき、本年5月に保育所の設置等に関して提言を出した際にも言及済み。</p> <p><a href="https://jane.or.jp/upload/topic627/topic_1.pdf">https://jane.or.jp/upload/topic627/topic_1.pdf</a></p> <p style="text-align: right;">（新経済連盟）</p>		

## 改善方策の検討結果

### 〔 改善方策の内容 〕

- ・自治体独自の加算等があること等により、各自治体において加筆等を行っていると考えられるが、事業者からの意見を踏まえ、平成30年3月に予定されている自治体向け説明会の場で都道府県を通じ、市区町村に対して、国が通知（「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号））で示している、施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書の活用を促すとともに、加算の適否に変更がない場合において、国としては毎月事業者が自治体に対し申請書を提出することまでは求めていないことを再度周知する。

### 〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・平成29年度中に自治体に対し、事業者からの意見を踏まえ、国が示している様式を可能な限り活用するよう依頼するとともに必ずしも事業者から申請書を毎月提出させる必要はないことを再度周知する。

### 〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書については制度施行当初より国の通知により自治体に対し統一様式を示しているため。なお、自治体独自の加算等があること等により、各自治体が国様式に加筆等を行っていると考えられる。
- ・自治体や事業者の事務負担に配慮し、既に「公定価格FAQ」において、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めていない旨を示しているため。